

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年10月7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 6件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	過渡現象記録装置用サーバ1系・2系において、通信障害(伝送不可)が認められたため、対応検討。	GⅢ	
2	3号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)(3SB)点検において、制御用ケーブルコネクタロックピンの折損が認められたため、当該コネクタを交換。	GⅢ	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)(B)出口流量記録計において、記録用紙の詰まりによる欠測(10/4 24時～10/6 10時頃)が発生していることをパトロール時に発見されていないことが認められたため、対策検討。 なお、欠測期間中は当該入口流量指示計にて指示値に変動がないことを確認。	GⅢ	
4	その他	木戸川取水ポンプ制御室エアコンに動作不良(エアコン本体と室外機の通信異常)が認められたため、点検・修理。	対象外	
5	その他	一次水処理設備ろ過水汲上げポンプ(B)において、運転時吐出圧力計に指示値異常(通常圧力0.21MPaに対し、0.49MPa指示)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
6	その他	防火管理要領において、消防車両点検頻度の記載内容に誤り(震災後新たに配備された消防車両について、点検頻度の見直しを失念)が認められたため、当該要領改訂。	GⅡ	